

議第80号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 9 月 4 日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例（平成20年 6 月20日京都市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 の改正規定並びに附則第 2 項中「京都市 J R 西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場」を「京都市桂川駅東自転車等駐車場」に、「京都市 J R 西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場」を「京都市桂川駅西自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市 J R 西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場及び京都市 J R 西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の名称を変更する必要があるので提案する。